

補助金事務手続の留意事項

1 令和5年度サービスの提供に要する費用補助金について

(1) 実績報告書の提出（3月31日まで）

変更交付決定額に基づき実績報告書を提出してください。

その後、埼玉県から、「令和5年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付額確定通知書」をお送りします。

(2) 実績報告書（**変更**）の提出（6月28日まで）

確定した入居者数及び決算書に基づき実績報告書（**変更**）を提出してください。

※ 「変更」とありますが、変更交付申請時から実績に変更がない場合でも、添付書類を作成し提出してください。

(3) 交付額確定（8月～9月）

埼玉県から、「令和5年度埼玉県軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付額**再確定**通知書」をお送りします。

当該補助金は、交付決定通知額と実績再確定額を比べていずれか低い方が最終的な交付確定額となりますので、令和6年3月に通知済みの変更交付決定通知額より実績が少ない施設は、超過交付の補助金額を返還していただきます。よって、補正予算等により財源を確保してください。

(4) 超過交付額の返還通知（8月～9月）

超過交付額＝「令和5年度支払済累計額」－「交付額**再確定**通知の額」です。

2 令和6年度サービスの提供に要する費用補助金について

(1) 民間施設給与等改善費調書提出（4月12日まで）

令和6年4月1日現在の職員配置をもとに、令和6年度の民間施設給与等改善費の区分を積算します。ここで積算した区分は、令和6年度のサービスの提供に要する費用単価に反映します。

(2) 当初交付申請（5月8日まで）

年間の見込みを立てて申請してください。

(3) 当初交付決定（6月中旬～下旬）

当初交付申請額の20%を留保し、交付決定します。計算方法については補助金額計算例（別紙3）を御覧ください。

また、当初交付決定通知と併せて、第1、2回支払日と支払額をお知らせします。

(4) 請求書の提出（6月末～7月上旬）

第1回の請求書を提出していただく予定です。

- (5) 請求書の提出（10月下旬～11月上旬）
第2回の請求書を提出していただく予定です。
- (6) 第1回支払い（7月末）及び第2回支払い（11月末）
補助金額の計算方法については、補助金額計算例（別紙3）を御覧ください。
- (7) 所要額見込調（12月初旬）
「4月～11月の実績」と「12月～3月の見込み」で計算した所要見込額調を提出してください。
なお、この所要額見込調に基づき、令和5年度の軽費老人ホーム運営助成費（予算額）の上限が最終決定します。そのため、十分精査して提出していただきますようお願いいたします。
- (8) 変更交付申請（令和7年1月下旬）
「令和6年4月～令和7年1月の実績」と「2、3月の見込み」を基に変更交付申請書を提出してください。
4月に提出していただいた当初交付申請では、見込みが大部分を占めましたが、変更交付申請ではより実績に近いものになります。
- (9) 変更交付決定（令和7年2月下旬）
変更交付申請額を基に、変更交付決定を行います。
- (10) 第3回請求書提出（令和7年3月中旬）
「変更交付決定額」から「第1、2回支払額の合計」を引いた額の請求書を提出してください。
- (11) 第3回支払い（令和7年3月下旬）
補助金額計算例（別紙3）を御覧ください。

3 詳細について

各予定の前に送付する通知の中に記載します。